

老齢基礎年金繰り下げ受給

国民年金の老齢基礎年金は65歳から受けるのが基本です。本人が希望すれば、66歳から70歳までの希望するときから年金を受けることもできます。この場合、受ける年金額が65歳から受け始める年金額に比べ増額されます。増額率は、65歳になった月から繰り下げの申し出を行った月の前月までの月数に応じて1か月増すごとに0.7%ずつ高くなります。つまり、繰り下げの請求を行う月によって増額率は異なります。ただし、昭和16年4月1日以前に生まれた方は、66歳で受け始めた場合は12%、67歳では26%、68歳では43%、69歳では64%、70歳では88%の増額となります。

○昭和16年4月2日以降に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳	100%
66歳0か月～66歳11か月	108.4%～116.1%
67歳0か月～67歳11か月	116.8%～124.5%
68歳0か月～68歳11か月	125.2%～132.9%
69歳0か月～69歳11か月	133.6%～141.3%
70歳0か月～	142.0%

○昭和16年4月1日以前に生まれた方

支給の繰り下げを申し出た日の年齢	受取率
65歳（または65歳に達した日以後に受給権を取得したとき）	100%
66歳（または1年を超え2年に達するまでの期間のとき）	112%
67歳（または2年を超え3年に達するまでの期間のとき）	126%
68歳（または3年を超え4年に達するまでの期間のとき）	143%
69歳（または4年を超え5年に達するまでの期間のとき）	164%
70歳以上（5年を超える期間のとき）	188%

※表中の（ ）内は、65歳に達した日以後に受給資格期間を満たして老齢基礎年金の受給権を取得した方の場合

「ねんきん特別便」に関する年金確認用の端末を 保険年金課に設置しています！

設置するオンライン端末機は、社会保険事務所で使用しているものと同様の機能となっているため、「ねんきん特別便」で疑問が生じている年金加入記録や納付記録の検索が可能になります。

確認後、不備等があれば栃木社会保険事務所にて相談して手続きをしていただくこととなります。

相談対象者

「ねんきん特別便」が届いた下野市民

（代理人の場合は委任状及び「運転免許証等の本人確認ができるもの」が必要となります）

持参するもの

ねんきん特別便（必ず持参）・年金手帳・年金証書・年金記録が疑問となっているところの企業名や記憶のメモ等

相談日時

市役所開庁日 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）